

1962年度第5回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1962年12月28日第5回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	稻 嶺 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 藏 清 次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明者として出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 吳 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
 総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
 建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 毅、伊 佐 正 義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 報告第14号 諮問第4号那覇市上水道取水について。

日程第2. 諮問第5号 宜野湾市事務委託要綱設更について。

日程第3. 決議案第4号 米軍輸送機墜落事故に関する要請決議について。

1962年度第5回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1962年12月28日第5回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明者として出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 呉屋真徳 収入役 仲村春松
 総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 次し安一
 建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅、伊佐正義

8. 議事日程は次のとおりである。

目程第1. 報告第14号 諮問第4号那覇市上水道取水について。

目程第2. 諮問第5号 宜野湾市専務委託要綱設定について。

目程第3. 決議案第4号 米軍輸送機墜落事故に関する要請決議について。

9. 会議の顛末

議長～出席議員19名であります。市町村自治法第53条により議会は成立致しました。よつて只今より第5回宜野湾市議会臨時会を開会致します。(午前10時30分)

議長～会期の決定についてお諮り致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時31分)

議長～再開致します。(午前10時37分)

16番～案件も少ないので、本目1日にしたい。

議長～只今16番議員より、1日にしたいとの御意見がございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、会期は本目1日間と決定致します。

議長～会議録署名議員の指名について、お諮り致します。

1番～会議録署名議員は議長に一任する旨の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今1番議員より、会議録署名議員は議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮り致します。動議のとおり議長一任とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。よつて議長より指名致します。5番 石川真六 17番 伊佐貞寿の両議員を指名致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時40分)

議長～再開致します。(午前10時42分)

議長～では直に会議を開きます。

議長～日程第1. 報告第14号諮問第4号那覇市南上水道取水についてを議題と致します。

9. 会議の顛末

議 長～出席議員19名であります。市町村自治法第53条により議会は成立致しました。よつて只今より第5回宜野湾市議会臨時会を開会致します。(午前10時30分)

議 長～会期の決定についてお語り致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時31分)

議 長～再開致します。(午前10時37分)

16番～案件も少くないので、本目1目にしたい。

議 長～只今16番議員より、1目にしたいとの御意見がございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、会期は本目1日間と決定致します。

議 長～会議録署名議員の指名について、お語り致します。

1番～会議録署名議員は議長に一任する旨の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今1番議員より、会議録署名議員は議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お語り致します。動議のとおり議長一任とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。よつて議長より指名致します。5番 石川真六 17番 伊佐貞寿の両議員を指名致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時40分)

議 長～再開致します。(午前10時42分)

議 長～では直に会議を開きます。

議 長～日程第1.報告第14号諮問第4号那湾市上水道取水についてを議題と致します。

議 長～書記をして朗読せしめます。

議 長～4番議員の出席を報告致します。

議 長～去る本会議において、経工常任委員会に付託になりました諮問第4号
那覇市上水道取水について、経工常任委員長の御報告をお願い致します。

経工委員長～去る12月8日の本会議において付託された本案件に対し、助役・
水道課長の出席を求め、今までの調査資料の検討をなし、併せて各箇
所別の現場調査及び法務局に対し法令の疑義照会等を行い慎重なる審
査を行った結果、別紙報告書のとおりであります。
尚、詳しいことについては疑義にお答えしたいと思つてをります。宜
しく御審議の程をお願い致します。

議 長～本案は1項2項と別れておりますので、最初に第1項の質疑からお願い致します。

5番 ～法務局に対し、法令の疑義照会をなしたとのこととありますが、それ
に対する回答は別にならぬとありますが、箇条別に回答の報告をお願い致します。

経工委員長～この疑義照会は、伊佐浜川の取水の件についてであります。こ
れを拒否した場合吾々はどんな法的根拠に基づいて拒否するかと、又
吾々が那覇市に協力する場合、どういふ面で協力出来るかと云つた事
等を(別紙疑義照会のとおり)、法務局に対して回答を求めたのであ
ります。正式な文書での回答は未だ受けておりませんが、口頭での回
答を得ましたので御報告致します。

1. 軍使用賃貸契約に伴う法的疑義について。

(1) については、軍にあるようであります。(別紙布令参照)

(2) については、出来るようであります。

(3) については、軍の許可がない限り使用は出来ないようであります。

(4) については、これもないようであります。

(5) については、旧国県有地と同じように財産管理課にある。いわゆる
軍の管轄内にあるようであります。

2項については、ないようであります。

3項については、及ぶようであります。

4項については、如何なる定めも可能であるようではありますが、しかし
如何なるということは、どんな事でもということではなく民法第90

議 長～書記をして朗読せしめます。

議 長～4番議員の出席を報告致します。

議 長～去る本会議において、軽工常任委員会に付託になりました諮問第4号那覇市上水道取水について、軽工常任委員長の御報告をお願い致します。

軽工委員長～去る12月8日の本会議において付託された本案件に対し、助役・水道課長の出席を求め、今までの調査資料の検討をなし、併せて各個所別の現場調査及び法務局に対し法令の疑義照会等を行い慎重なる審査を行つた結果、別紙報告書のとおりであります。尚、詳しいことについては疑義にお答えしたいと思つてをります。宜しく御審議の程をお願い致します。

議 長～本案は1項2項と別れておりますので、最初に第1項の質疑からお願い致します。

5番 ～法務局に対し、法令の疑義照会をなしたとのことではありますが、それに対する回答は別にならざるやうであります。個条別に回答の報告をお願い致します。

軽工委員長～この疑義照会は、伊佐浜川の取水の件についてであります。これを拒否した場合吾々はどんな法的根拠に基づいて拒否するかと、又吾々が那覇市に協力する場合、どういう面で協力出来るかと云つた事等を(別紙疑義照会)のとおり、法務局に対して回答を求めたのであります。正式な文書での回答は未だ受けておりませんが、口頭での回答を得ましたので御報告致します。

1. 軍使用賃貸契約に伴う法的疑義について。

(1) については、軍にあるやうであります。(別紙布令参照)

(2) については、出来るやうであります。

(3) については、軍の許可がない限り使用は出来ないやうであります。

(4) については、これもないやうであります。

(5) については、旧国県有地と同じやうに財産管理課にある。いわゆる軍の管轄内にあるやうであります。

2項については、ないやうであります。

3項については、及ぶやうであります。

4項については、如何なる定めも可能であるやうであります。しかし如何なるということは、どんな事でもということではなく民法第90

条によつて規制されているようであります。

議 長～暫休憩致します。(午前 11 時 5 分)

議 長～再開致します。(午前 11 時 15 分)

4 番 ～自己水源の水道事業計画をするには、財源がとほしいとのことではありますが、構想はあるかどうか。
例へば、これから水道事業を遂行する場合自己水源による事業と水道公社との関連、或いはこれに伴う処の計画性が当然あるべきだと思つて、これについて御説明願います。

市 長～本市が水道事業を発足する場合、自己水源でもつて喜友名の泉から野嵩の高合にタンク・浄水場を設置して、給水をする計画になつていたが、喜友名の泉では普天間位によろやくと云う程度の水量であり、全市に給水するというには不可能である。又あれだけの原水を浄水するにはばく大な資金がかかると、資金の借入れについても努力したが、水道公社としては、直野嵩は公社の送水管も通つているし、それに公社の水は安いのでそれを買つた方がよいのではないかと、それに対する検討をした結果、10年以内であれば水道公社の水が安くつくと、しかしいづれはどうしても自己水源でやらねば出来ないと思つておりますが、今の所水道公社の水で全市に給水するよう務めたいと思つております。

4 番 ～全部取水しても普天間だけしか給水出来ないとの事ではありますが、市内の水源地を調査しての答弁であるのか。

市 長～これは喜友名の泉だけのものであります。

4 番 ～全市内の水源を調査して、どの位の水量があるか。現在水道公社から相当高くで買つているが、自己水源をもつと安くなると云うことは、確たる資料に基づいてのことか。

市 長～全地域にわたつての調査は未だしておりません。調査をしたのは喜友名の水量だけであります。
現在の所全地域に給水をしたいと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午前 11 時 25 分)

議 長～再開致します。(午後零時 15 分)

議 長～第 1 項については、大体質疑もつきたようではありますが、次に進めて良いでしょうか。

条によつて規制されているようであります。

議長～暫休憩致します。(午前11時5分)

議長～再開致します。(午前11時15分)

4番～自己水源の水道事業計画をするには、財源がとほしいとのことであり
ますが、構想はあるかどうか。
例へば、これから水道事業を遂行する場合自己水源による事業と水道
公会との関連。或いはこれに伴う処の計画性が当然あるべきだと思
うが、これについて御説明願います。

市長～本市が水道事業を充足する場合、自己水源でもつて喜友名の泉から野嵩の
高台にタンク・浄水場を設置して、給水をする計画になつていたが、喜
友名の泉では普天間位にようやくと云う程度の水量であり、全市に給水
するということは不可能である。又あれだけの尿水を浄水するにはばく
大な資金がかかると、資金の借入れについても努力したが、
水道公社としては、宜野湾は公社の送水管も通つているし、それに公社の
水は安いのでそれを買つた方が良いのではないかとのことと、それに対
する検討をした結果、10年以内であれば水道公社の水が安くつくと、
しかしいずれはどうしても自己水源でやらねば出来ないと思つておりま
すが、今の所水道公社の水で全市に給水するよう務めたいと思つており
ます。

4番～全部取水しても普天間だけしか給水出来ないとの事でありますが、市内
の水源地を調査しての答弁であるのか。

市長～これは喜友名の泉だけのものであります。

4番～全市内の水源を調査して、どの位の水量があるか。現在水道公社から相
当高くで買つているが、自己水源をもつと安くなると云うことは、確た
る資料に基づいてのことか。

市長～全地域にわたつての調査は未だしておりません。調査をしたのは喜友名
の水量だけであります。
現在の所全地域に給水をしたいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前11時25分)

議長～再開致します。(午後零時15分)

議長～第1項については、大体質疑もつきたようであります。次に進めて良
いでそうか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないものと認め、次は第2項の質疑に入ります。

議長～暫休憩致します。(午後零時37分)

議長～再開致します。(午後零時15分)

議長～午前に引続き第2の質疑を願います。

議長～外になければ質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め質疑を打ち切ることに致します。

議長～では本案の討論に入ります。

5番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮り致します。動議のとおり討論省略をすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では報告第14号 諮問第4号那覇市上水道取水についてを表決に付します。

議長～委員会案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、報告第14号 諮問第4号那覇市上水道取水についてを委員会案通り答申することに可決決定致します。

議長～目録第2号諮問第5号直野湾市専務委託要綱設定について上程致します書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないものと認め、次は第2項の質疑に入ります。

議長～暫休憩致します。(午後零時37分)

議長～再開致します。(午後零時15分)

議長～午前に引続き第2の質疑を願います。

議長～外になければ質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がなければ認め質疑を打ち切ることに致します。

議長～では本案の討論に入ります。

5番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お語り致します。動議のとおり討論省略をすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では報告第14号 諮問第4号那覇市上水道取水についてを表決に付します。

議長～委員会案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、報告第14号 諮問第4号那覇市上水道取水についてを委員会案通り答申することに可決決定致します。

議長～日程第2号諮問第5号宜野湾市事務委託要綱設定について上程致します書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先の臨時議会に諮問致しました所、議会からの答申を受けましたので、あのおり事務委託契約をしたいと思ひまして、委託要綱を諮問した訳であります。宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を願います。

5番～事務委託契約書の中に、その他必要な事項をあわせて指示しなければならないとあるが、口頭でやるのか、文書でやるのか。又第6条に協議がととのかない場合は、解約の申出の日から30日を経過した日に解約したものとみなすと云う条項に従いますと、受託者からも解約出来るようになってるが、若し受託者から解約の協議がととのかないで、これによつて30日経過して解約とみなされた場合、当局としてはどういうように処置するか。

市長～第2条の場合は両方あると思ひます。第6条の場合は、部落の代表を選ぶよう依頼してどうしても選ぶことが出来なければ、役所職員を当てる以外にないと思つております。

8番～第6条で協議がととのかない場合は、解約の申出の日から30日を経過した日に解約したものとみなすとなっておりますが、法的に根拠があるのか。又第4条の事務委託契約に違は~~な~~したときは、減額し、若くは支払わないことが出来るとなつては、どの程度減額するのか。

総務課長～第6条の後段の30日と云うのは、法的には何も根拠はありません。あくまでも行政執行の手段で効果的にして行くと云う事が大きな点であります。第4条の但し書の減額については、その内容によつて異なると思ひますが、内容如何によつては、全額と云うこともあり得ると思ひます。

8番～例へば、或る仕事を100%やらねば減額の対象になるのか。これは算定の点で難しいと思ふが。

総務課長～必ずしも仕事の結果と云うことではなく、受託者がそのものの最上の状態で最高の努力をしたかどうか対象になるのであつて、その結果のみでは算定は出来ないと思ひます。

10番～人口割の算定の根拠について、又或る程度地域性も考慮に入れるべきだと思ひますが。

総務課長～人口割0.6セントの基準については、現行の予算のわく内で計算したものであります。現在均等割が35\$であります。最高と19\$の開きがあります。均等割の是正と云う事から均等割は一応30\$にしますと、

市長～先の臨時議会に諮問致しました所、議会からの答申を受けましたので、あのおり事務委託契約をしたいと思ひまして、委託要綱を諮問した訳であります。宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を願います。

5番～事務委託契約書の中に、その他必要な事項をあわせて指示しなければならないとあるが、口頭でやるのか、文書でやるのか。
又第6条に協議がととのはない場合は、解約の申出の日から30日を経過した日に解約したものとみなすと云う条項に従いますと、受託者からも解約出来るようになっていたが、若し受託者から解約の協議がととのわないで、これによつて30日経過して解約とみなされた場合、当局としてはどういふように処置するか。

市長～第2条の場合は両方あると思ひます。
第6条の場合は、部落の代表を選ぶよう依頼してどうしても選ぶことが出来なければ、役所職員を当る以外にないと思つております。

8番～第6条で協議がととのはない場合は、解約の申出の日から30日を経過した日に解約したものとみなすとなつておりますが、法的に根拠があるのか。又第4条の事務委託契約に違はいたときは、減額し、若くは支払わないことが出来るとなつては、どの程度減額するか。

総務課長～第6条の後段の30日と云うのは、法的には何も根拠はありません。あくまでも行政執行の手段で効果的にして行くと云う事が大きな点であります。第4条の但し書の減額については、その内容によつて異なると思ひますが、内容如何によつては、全額と云うこともあり得ると思ひます。

8番～例へば、或る仕事を100%やらねば減額の対象になるのか。これは算定の点で難しいと思ふが。

総務課長～必ずしも仕事の結果と云うことではなく、受託者がそのものの最上の状態で最高の努力をしたかどうかを対象になるのであつて、その結果のみでは算定は出来ないと思ひます。

10番～人口割の算定の根拠について、又或る程度地域性も考慮に入れるべきだと思ひますが。

総務課長～人口割0.6セントの基準については、現行の予算のわく内で計算したものであります。現在均等割が35\$であります。最高と19\$の開きがあります。均等割の是正と云う事から均等割は一応30\$にしますと、

24条のわく内で均こうの是正をして行くと、總体的なわくは現行の予算からぎやく算して出したのが0,6セントであります。

地域の範囲については、要綱には示めされていないが来年の7月1日を期して区画の再編をすると云う事で、特に要綱では市長が定める地域と、新たに7月1日を最終目標として、市長が今までの法のうら付による区ではなく、自主的な行政区域の設定がなされなければならない。その意味で第1条で市長が定める地域と云うようにしてありますが、区域を設定した場合に新たに設けた区域と、それから7月までの暫定でその区域設定が出来までは、現行の区域と云うような2段がまえて執行される。

1番 ~委託者の選定要綱が必要だと思うが。

総務課長~これは各部落の実態からして困難ではないかと思えます。

16番~附則の第5条第2項について、1963年7月1日から適用するとなつておるが、1月1日から事務委託契約をする場合、委託料の算定についてはどうなるか。

総務課長~契約案と云うものは、要綱を実施する場合の契約書の書式と云うものと、その内容と云う2点にかかつて来るものでありますが、一応はこの要綱を全面的に適用した場合との内容がここに示めされたものであります。そういう事は要綱の附則の2で適用は来年7月1日からと云うことになりまますので、今回の仮契約をする場合は、委託料については、現在額を支給すると云う特別方法を取らなければならぬ。

16番~地域としての区分は、あくまでも現在の行政区というものを指しておられるのか、それとも再編ということも含めてのものか。

総務課長~これは2つ含んでおります。と云うのは現在すでに行政区と云うものがありますので、しかし最終的には来年の7月1日を目標にして、前の議会にも諮問致しましており、あの基本線に基づいて再編することになりますが、実施するまでには、或る一定の期間が必要でありますので、2段がまえとなつている。

3番 ~第6条に委託料の外に、必要があると認めるときは報償金その他の支給をなすことが出来るとあるが、条例によるものではなくて、外に支給するような根拠はないか。

総務課長~これは法令に云う意味のものではなく、それ以外を対象にしたもので今まで色々手当がありました。が、実質的には法令上の支給対象にはなりませんので。

18番~委託料の最低・最高の開きはどの位になるか。

24条のわく内で均こうの是正をして行くと、総合的なわくは現行の予算からぎやく算して出したのが0.6ポイントであります。

地域の範囲については、要綱には示めされていないが来年の7月1日を期して区画の再編をすると云う事で、特に要綱では市長が定める地域と、新たに7月1日を最終目標として、市長が今までの法のうら付による区ではなく、自主的な行政区域の設定がなされなければならない。その意味で第1条で市長が定める地域と云うようにしてありますが、区域を設定した場合に新たに設けた区域と、それから7月までの暫定でその区域設定が出来れば、現行の区域と云うような2段がまえて執行される。

1番～委託者の選定要綱が必要だと思ふが。

総務課長～これは各部落の実情からして困難ではないかと思ひます。

16番～附則の第5条第2項について、1963年7月1日から適用するとおつあるが、1月1日から事務委託契約をする場合、委託料の算定についてはどうなるか。

総務課長～契約案と云うものは、要綱を実施する場合の契約書の書式と云うものと、その内容と云う2点にかかつて来るものでありますが、一応はこの要綱を全面的に適用した場合との内容がここに示めされたものであります。そういう事は要綱の附則の2で適用は来年7月1日からと云うことになりますので、今回の仮契約をする場合には、委託料については、現在額を支給すると云う特別方法を取らなければならない。

16番～地域としての区分は、あくまでも現在の行政区というものを指しておられるのか、それとも再編ということも含めてのものか。

総務課長～これは2つ含んでおります。と云うのは現在すれに行政区を云うものがありますので、しかし最終的には来年の7月1日を目標にして、前の議会にも諮問致し申し上げ、あの基本線に基づいて再編することになります。実施するまでには、或る一定の期間が必要でありますので、2段がまえとなつている。

3番～第6条に委託料の外に、必要があると認めるときは報償金その他の支給をなすことが出来るかとあるが、条例によるものではなくて、外に支給するような根拠はないか。

総務課長～これは法令に云う意味のものではなく、それ以外を対象にしたもので今まで色々手当がありました。が、実質的には法令上の支給対象にはなりませんので、

18番～委託料の最低、最高の開きはどの位になるか。

281

総務課長～1,000人から3,000人の基準で行きますと、最低が36\$、最高が48\$位になります。

議長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議長～再開致します。(午後3時42分)

議長～外に質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打ち切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

19番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮りします。動議のとおり討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では諮問第5号宜野湾市事務委託要綱設定についてを表決に付します。

議長～諮問案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第5号宜野湾市事務委託要綱設定についてを諮問案通り答申することに可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議長～再開致します。(午後3時50分)

15番～緊急動議を提出致します。嘉手納村の米軍輸送機墜落事故に関して、吾々議会としても住民を代表して当然抗議するのが立前であり、二度とこのような事故がないよう各関係機関に対し厳重なる抗議をしたいと思っておりますので、皆様方の御賛同をえたい。

総務課長～1,000人から3,000人の基準で行きますと、最低が36\$、最高が48\$位になります。

議長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議長～再開致します。(午後3時42分)

議長～外に質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

19番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮りします。動議のとおり討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では諮問第5号宜野湾市事務委託要綱設定についてを表決に付します。

議長～諮問案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第5号宜野湾市事務委託要綱設定についてを諮問案通答申することに可決々定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議長～再開致します。(午後3時50分)

15番～緊急動議を提出致します。嘉手納村の米軍輸送機墜落事故に関して、吾々議会としても住民を代表して当然抗議するのが立前であり、二度とこのような事故がないよう各関係機関に対し嚴重なる抗議をしたいと思っておりますので、皆様方の御賛同をえたい。

12番～賛成と呼ぶ。

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。
お諮り致します。只今の動議を緊急案件として、目程追加すること
に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、目程第3、決議案第4号米軍輸送機^機墜落事
故に関する要請決議についてを追加することに致します。

議長～では目程第3、決議案第4号米軍輸送機墜落事故に関する要請決議
についてを議題と致します。

議長～書記をして、朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を御願ひ致します。

議長～曹休願致します。(午後3時53分)

議長～再開致します。(午後3時54分)

議長～質疑、討論省略の申がございますが、進行してよいかどうか御諮り
致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに致します。

議長～では決議案第4号米軍輸送機墜落事故に関する要請決議についてを
表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

全員～異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、決議案第4号米軍輸送機墜落事故に關す
る要請決議についてを、原案通り可決決定致します。

議長～以上で全日程を終了致しましたので、第5回重野町百歳会臨時会を
開会することに致します。

長時間にわたり慎重なる御審議どうもありがとうございました。

12番～賛成と呼ぶ。

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。
お語り致します。只今の動議を緊急案件として、日程追加することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、日程第3。決議案第4号米軍輸送機^機墜落事故に関する要請決議についてを追加することに致します。

議長～では日程第3。決議案第4号米軍輸送機墜落事故に関する要請決議についてを議題と致します。

議長～書記をして、朗読せしめます。

議長～程案者の趣旨説明を御願ひ致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時53分)

議長～再開致します。(午後3時54分)

議長～質疑、討論省略の申がございますが、進行してよいかどうか御語り致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに致します。

議長～では決議案第4号米軍輸送機墜落事故に関する要請決議についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

全員～異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、決議案第4号米軍輸送機墜落事故に関する要請決議についてを、原案通り可決決定致します。

議長～以上で全日程を終了致しましたので、第5回宜野湾市議会臨時会を閉会することに致します。

長時間にわたり慎重なる御審議どうもありがとうございました。

議 長～閉会（午後3時59分）

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1962年12月28日

宜野湾市議会議長

石川 博之

議事録署名議員

伊川 真之

議事録署名議員

伊川 真之

議 長～閉会（午後3時59分）

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1962年12月28日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

高橋 謙一郎
石川 喜久
伊 佐 良 夫